

参議院建設委員会會議録第十三号

昭和三十五年三月十七日(木曜日)午前
十時二十四分開会

委員の異動

本日委員田中一君辞任につき、その補
欠として山口重彦君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稲浦 鹿藏君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

小澤久太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
米田 正文君
内村 清次君
武内 五郎君
永岡 光治君
小上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

政府委員

建設政務次官 大沢 雄一君
建設省住宅局長 神田 治君
事務局側
常任委員 武井 篤君
専門員

本日の会議に付した案件
○連合審査会開会に関する件
○参考人の出席要求に関する件

○住宅地区改良法案(内閣送付、予備
審査)
○公営住宅法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから
建設委員会を開会いたします。

初めに、本委員会の運営についてお
諮りしたいことがございます。

治山治水緊急措置法案につきまして
は、去る二月二十四日本院に予備送付
されました。

以来、いまだ当委員会に付
託されておりませんが、同案は、本
年四月一日施行を要する緊急重要な法
案であるばかりでなく、内容に農林水
産委員会の所管に重要な関係を有する
点も多々ございしますので、この際同法
案が本委員会に付託になりました場合
には、本案について農林水産委員会と
連合審査会を開会することとし、その
手続等につきましては、委員長に御一
任願いたいと思っておりますが、さよう決す
ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩沢忠恭君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(岩沢忠恭君) 次に参考人の
出席要求についてお諮りいたします。

先般の委員会における下笠、松原両
君の建設工事問題に関する参考人の意
見聴取、並びに、本件の調査につい
て、延期となっております下笠君の
関係の調査につきましては、あらため
て熊本県知事寺本大作君、九州地方建

設局長上の土実君、地元代表室原知幸
君、同じく穴井隆雄君、以上四君を参
考人として、来たる三月二十五日午後
一時当委員会に招致の上、調査を継続
することにいたしたいと思っておりますが、
さよう決することに御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩沢忠恭君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(岩沢忠恭君) それから当面
の当委員会の日程につきましては、昨
日お手元にお届けいたしました表の通
りでございますので、それについて御
承知を願います。

本日は、まず住宅地区改良法案、公
営住宅法の一部を改正する法律案、以
上いずれも予備審査を一括して議題と
いたします。

前回までに趣旨説明と逐条説明とを
聴取いたしておりますので、本日はこ
れより質疑を行ないます。御質疑の方
は順次御発言を願います。

○田中一君 最初に、この今回の法律
の制定にあたって、廃法となる不良住
宅地区改良法実施以来の、あまり実施
以来という長くなるから気の毒に思
うから、その精神をもってこの不良住
宅改良法という法の発動を待たずし
て、施行されてきたところの不良住宅
の実態を報告願います。

○政府委員(神田治君) 不良住宅地区
改良法が昭和二年に制定されてしま
うから、昭和十七年まで不良住宅地区改良

法に基いて、全国におきまして改良事
業が行なわれてきたわけでございま
す。大体建設されました改良住宅の戸
数は三千数百戸でございます。戦後に
おきまして不良住宅地区改良法が実情
に沿わない点がございますので、法律
にはよらなかったわけでございませ
んが、公営住宅の三分の二の国庫補助の
伴う第二種公営住宅の建設を用いまし
て、昭和二十七年から三十四年度ま
で、約四千五百戸を改良住宅に充てる
べく建設を行なってきたわけでござい
ます。大体実施いたしました市町村
は、施行地区の数は三十都府県でござ
いまして、都市の数にいたしますと四
十九都市にわたって行なってきたわけで
ございませぬ。

○田中一君 今住宅局長からの説明の
あった住宅の実態というものが、たと
えば改良される前の居住者がその地区
にそのまま住居をしておるもの、それ
から改良と同時に他に移転したものの等
の内訳を御報告願います。

○政府委員(神田治君) ただいま正確
な資料はここに持ち合わせてございま
せんが、改良いたしました建物にもと
の居住者は大部分入居しておるわけで
ございませぬ。

○田中一君 大部分とか多分とかい
う抽象論は私必要としないのです。な
ぜこういふことを言うかという、も
はや今回の住宅地区改良法が制定され
て、この法の裏づけによって施行するとい
うものの実態と、それからむろん今ま
で死文化しておったところの不良住宅

地区改良法の住宅地区改良というもの
が、今住宅局長の御説明のように、そ
の精神は、第二種公営住宅のうちの、
それら不良住宅地区とみなすものに対
して、実施をしてきたという四千五百
戸、これらのものが地区の対象という
ことで、一応一般の市民層に受け込
んでおる地区が対象となつていてとい
うことは言えますけれども、かつて
あなたが、人種的というか、はなはだ
言いたくないような言葉ですけれども
も、特別な部落に対することの地区
の改良が、今回のこの法律制定後の実
施のおもなる対象であるというよう
な説明をしていらっしゃるわけですか。
それで、その点から居住者がそれらのものを好ん
でやっている面と、むしろ地区の改良
というものに対しては市民的な感情か
らいえば、これは求めてくるもので
あって、私ども社会党も数年来この死
文化している法律を改正して事態に合
うような、また国民が求めるような法
律に向かって前進せよということをし
文つけてきておりました。しかし、こ
れはどこまでも政治的な、あるいは社
会的な感覚でこれを要求するのであ
って、当該地区に居住している者たち
が、その受け取り方がどうであろうか
というところを、今度の法律制定後にお
きまして実施にあたっては、私ども非常
に心配しているわけなんです。幸いに
四千五百戸という実施の経験がある政
府ですから、それらの者たちがどのよ
うな受け取り方をしているか、あるい
は移動の状態等もどうであったか、今

三十府県のうちの四十九都市が実施したというならば、その実態というものは当然今度の法の改正にあたって詳細に各種のデータを集め分析し、一つの結論が出たと思うのです。それが本年度予算に計上しているところの二千戸、主として特殊な地区を対象にしてゐるんだという答弁があつたものですから、それらのデータがあるはずでございます。また、これこそ住宅政策あるいは一つの施策を持つための元になるデータの資料でなくちやならぬと思うのです。こういう調査、研究を今まで怠つておつたということは考えられません。従つて四千五百戸にわたり、それから四十九都市にわたりますところの実態というものを、まずお出し願ひたいと思ふのです。今資料がなければ、その資料を素材でいいです、お出し願ひたい。私は自分でそれを消化し、分析し、そして質問の材料にしたいと思ひます。これはあなたの方しか持つておりません。むしろあなたの方で、四十九都市に向かつてそれらの資料というものを当然要求し、またそのデータを吸い上げて検討したはずでございます。

○政府委員(神田治君) 御承知のように、二十七年から三十四年度まで実施して参りましたのは、法によらないで、統制権を持たないで実施してきたものでございます。従いまして改良地区と称すべき区域内の居住者が熱望しまして、地方公共団体にぜひ自分の所を改良してほしいというような要望が特に強い、つまり言いかえれば、非常に事業執行にあたりまして無理のない、摩摺の生じない所から手をつけてきたわけでございます。従いまして居

住者がもとの住宅を売却され、また新しい近代的なアパートに入るといふことにつきまして、それぞれ家賃を負担する等の問題につきまして十分納得し、かつその上に要望しておるところを實施してきたわけでございます。その地区内の除却される建物の居住者が全部入ったといつても差しつかえない程度のものでございます。ただ不良住宅地区改良法によつたものでなしに、第二種公営住宅を使つておりましたから、その後における居住者の移動といったようなものは、公営住宅法に基づいて行なわれておるわけでございます。

なお、三十五年度におきまして二千戸ほど改良住宅の建設戸数を予算に裏づけられておるわけでございますが、これにつきまして、ただいま田中先生から、大部分は特殊の地区にと言つたように、私がかつて申しましたような御趣旨がございましたけれども、二千戸のうちと私申し上げましたのは、千百戸程度がそういう地区に振り向けられるであろうということを申し上げたわけでございます。

○田中一君 それでは、四十九都市の実態を一つ資料でお出し願ひたいと思ひます。二種の木造があるいは簡易耐火か、耐火建築か、それから区画整理的な土木事業を行つたかどうか、それによつて宅地の減歩率はどのくらいになるのか、地区はどのくらいに広さになっておるか、有効適切に宅地というものを利用したかどうかという点を知りたいものですか、その点の資料を調製して出していただきますかと思ひます。

○政府委員(神田治君) 今日までやつて参りました四千五百戸の建設戸数につきましては、その構造は耐火構造でございます。

なお、お求めのございました資料につきましては、今日まで実施して参りました箇所等につきまして、資料を調製して提出いたします。

○田中一君 あなたの方で出しておる「三十四年度の国土建設の現況」という図書の中にある数字がそれですか。これに入つてゐるものが三十三年までのものですかと聞いているのですよ。

○政府委員(神田治君) そうでございます。

○田中一君 そうすると○印のものが簡易二階で、他は中層耐火構造、木造は一つもないということになっておるのですか。

○政府委員(神田治君) そうでございます。

○田中一君 今、戸数はここにございますから、どつちも一緒に作るなら作つてもよろしいけれども、都市計画、区画整理の状況はどうなつておるか、それからそれに対する減歩率等、土地の利用の問題についてはどういふ形でそれをやつてゐるかということについて、むしろ中高層等になつた場合には、それらは現在の公営住宅法に基づいて入居者等を選んでおると思ひますけれども、権利関係の認め方、たとえば一階に居住しておつた者の入居する場合の認め方等、それから坪数が減つたかふえたかという点等も出していただきたいと思ひます。

○政府委員(神田治君) 資料を作成して提出いたします。

○永岡光治君 ちょっとお尋ねいたします。資料によりまして、不良住宅の戸数は全国で二十万戸、ただいまの説明によりまして、本年度は四千五百戸ですか、そうしますと、かりに四千にしますと十年で四万、五十年で二十万ということになって、大へんこれはかけ離れた計画のように思ひますが、何か一連の計画で、二十万戸の解消について、たとえば十年以内に解消するといふような計画があるのかないのか、そういうものがありましたら一つお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(神田治君) われわれが調査しました資料に基づきますと、約全国で二十万戸は絶対下らない不良住宅があると認定しておるわけでございます。それで三十五年度に改良住宅の建設戸数は二千戸でございます。二千戸で、この調子で何年かかつて地区改良を完成するつもりかというお尋ねかと思ひますが、三十五年度におきましては、三十四年度に約千五百戸ほど実施したわけでございますが、さらに五百戸ほどふやしまして、二千戸にいたしましたわけでございます。で、非常に改良住宅の建設事業と申しますのは、いろいろ折衝に時間がかかるわけでございます。従いまして、市町村の、この法律におきまして、地方公共団体の申し出に基づきまして、改良地区を指定するといふ建前をとつておるわけでございます。この法律が施行になりますと、これに基づきまして、今度は地方公共団体の方が計画的にこれを解消すべく、それぞれの地方公共団体におきまして、長期計画を立てることになるかと思はれるのでございます。国におきまして、今後国の経済長期計画等と見合はせまして、なるべく確

実にこの不良住宅が解消できるやうに、そういった国の他の施策等を勘案いたしまして、新たな長期計画といふものを策定したいとかやうに考えているわけでございます。

○永岡光治君 まだはっきりした、たとえば十年でこれを解消するといふ具体的な計画は、お持ちでないといふように承りましたが、これを一つできれば早急にそういう計画を立てていただきたいと思ひます。趣旨は私は賛成するのでございます。趣旨は私は賛成のできたときにそれに入る場合、これは整理される不良住宅街に土地を持つて住んでゐる人、それは新しく建てられた住宅に入る際には、それに応じて、その人が入るのに使ふ家といひますが、それはその人のものになるのですか、それとまた借家人として入るのですか、それはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(神田治君) この法律にございまして改良住宅のうち、国が三分の二の建設の国庫補助をいたします改良住宅につきましては、これは公営住宅法の第二種公営住宅に準じた扱いになりますので、賃貸住宅として、つまり貸家として供給される住宅に限定されるわけでございます。しかしながら、改良住宅は、そこに住んでゐる居住者で、改良住宅に入居したいといふ居住者の中で、住宅困窮者であると認定される者は、全部改良住宅に収容しなければならぬことになつてゐるわけでございますが、その際に、地方公共団体が、改良住宅として国庫補助によらないで、分譲住宅を建設するといふことも、条文には特別にうたつてはございませんけれども、可能なわけござ

います。

○永岡光治君 私の申し上げているのは、まとまって皆さんがそういう希望をしておられるが、賃借りを希望する者、あるいは自分が今まで住宅地区に家を持っておいた者が売り払った、そこで自分はそこにアパートですか、家を持ちたいというときには、それを持てるのか持てないのかということと、今のあなたの説明ですと、買い取りですか、買い取りのようなものは地方公共団体の方で申請があれば特別に考慮する、しかしあなたの説明だと、私の理解するところは、別の棟を作ったこの棟だけは売却するというように受け取れるのですが、そうすると、強制的に自分の家が取られる、自分がそのアパートの一室を自分のものにしたいという希望がある際に、いやそれは賃借りでないといふことになり、なる、これは少し改良するのだからいいようなものだが、所有権というものを頭に置いた際には、少しその点に手心を加えた方がいいんじゃないかというところで聞いている。全然そういう便法が開かれていないかどうかということ。

○政府委員(稗田治君) 国が補助いたします改良住宅は、賃貸住宅として供給されるわけでございます。それから、改良住宅の中には国の補助を受けないで、地方公共団体が、たとえば金融公庫の分譲住宅の資金を、地方公共団体が融資を受けて建てることもできるわけでございます。そういう要望者にとりましてはそういう地方公共団体で建設した後に、各戸分譲できる住宅の建設も改良住宅の中に包含されるわけでございます。ただ現実の問題と

しましては改良地区内に、不良住宅地区内に居住しておる居住者と申しますのは大部分が非常な低所得者でございます。従いまして賃貸住宅で低家賃で貸し付けたいという方が実情には合っておるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

なお所有権の問題でございますが、これは建物または土地を収用できることになっておりますが、その収用の際に正当な対価を支払いまして所有権の補償は一応収用の際に片づいておるわけでございます。

○永岡光治君 これは押し問答になるようでは、不良住宅を建てかえる場合に買取られる。だからそれだけの補償をしてやらねばならぬというじゃないか。それはそれでいいのです。いいのだが、しかしその資金をもって自分はこの住宅を買い取らねばならぬというときには、その道を聞いておいた方がいいんじゃないかというのを考えたから、そういうことが考慮されるかと聞いたわけ。確かにそういうことはあり得る。そういう所に入る人は大した収入がない人だから賃貸の方がいいだろうというところは、私はわかりますが、しかしこの中にもあるように、この地区内に他に移れる余裕のある人は入れないわけでしょう。何かそういう能力があつてはかに行き所のない者、というように書いてあるような印象を受けるものですか、そうなるかという人は全然入れないということになるのですか。

○政府委員(稗田治君) 改良地区に指定された時期に、その地区内に居住しておる者のうち、改良住宅に入居を希望する者につきましては、住宅困窮者と認められる者を収容するわけでございますが、そこに「住宅困窮者」と認められるものと特記してございまして、その不良住宅地区改良事業の施行を容易ならしめるために、もとの居住者の住居の世話をするということとでございますので、たとえば一軒別荘の家を持っておる居住者があつたというような場合、自分はその地区に住んでおつたからこれは権利がある、そういうようなことでは改良住宅への入居を希望し、もと別荘に持つておる家を人に貸すのだ、というようにことは困るという意味で「住宅困窮者」と認められるもの」というふうに限定しておるわけでございます。

○永岡光治君 そうしますと、たとえば百戸の不良住宅の密集地帯がある。そうすると新しく建てるときにはその百世帯を入れる計画ではなくて、たとえば八十世帯というふうにもなり得ることがあるわけですか。私の理解する範囲では、百世帯、あれば百世帯を収容する分だけは最低限保障するわけですから、作る義務があるんじゃないだろうか。そこに人を入れないは別です。これは希望によつていやだと言えども別ですが、入るという者はみんな収容してあげなくちゃならない義務があるのじゃないか。それでなければここは立ちのけ、ここに作るのだと一種強制的なものが背景にあるわけ。そういうしなないとも不当に個人を圧迫する結果にならないかどうかというおそれがあるのですが、それはどうなるのですか。

○政府委員(稗田治君) 実際の現状から申し上げますと、改良地区に指定された所の居住者のほとんどが、百パーセントに近い戸数というものは、改良住宅に収容するように計画を立てるわけでございます。ただ法文で立法いたしました場合には、起り得るあらゆる場合を想定して書いて置かなければ、法文上の穴ができますので、そういうようなこともしありとすれば、というところから法文に出てくるわけでございます。全部改良住宅に収容するというのが建前でございまして、けれども、もし非常に富裕な人がたまたま一人おつて、自分の住宅をよその地区に持つて、空家も持つておる。そういう人でも、それじゃもと地区内に住んでおつたというところのために、権利として改良住宅を与えるということとは不合理でございますので、そういうことはいたさないということを明記してあるわけでございますが、実際問題としてはあまりそういう場合はないと考えているのでございまして。法文上一応こういうような限定をして置くというわけでございます。

○委員長(岩沢忠泰君) 関連して質問します。今永岡君の質問に対してあなたの説明では、そこに権利を持つている者が別の住宅を持つていける場合、その家を他に貸すというふうなことが起り得るというふうなことのないよう、に、限定しているというふうなことが、逆に百世帯なら百世帯のうち多少少とりのある者は、そういう際において、こういう特殊地域からよそに逃げたいという者が生じた場合、その権利はどうするのですか。

○政府委員(稗田治君) たとえば改良地区に指定されて、この際自分は他の適当な地区に移りたいという方が

もし出て参りますれば、これは公営住宅法の特定入居という制度もございまして、不良住宅の撤去によつて住宅を失つた者につきましては、公募によらないで公営住宅に入居できるように公営住宅法に規定してあるわけでございます。従いまして、その方が他のたとえば第二種公営住宅に入りたいというときには、地方公共団体はそういうお世話を当然するわけでございます。なおまたその方がこの際住宅金融公庫の融資を受けまして、他の適当な所に自分の住宅を建てたいというふうなことににつきましては、これまた住宅金融公庫の個人貸付のワケ内の操作で、こういった公共事業に伴つて住宅を失つた者ににつきましては、住宅金融公庫の融資の制度を活用して参りたい、かように考えているわけでございます。

○小平芳平君 三十四年度までは第二種公営住宅で同じような仕事をやってきた、こういう御説明があつたわけですが、そこで第二種公営住宅でやる場合と、それから今度改良住宅法でやる場合と違つていふ点をちょっと御説明願いたいと思う。たとえば国庫の補助の場合でも清掃費というふうなものを新しく作るとか、あるいは用地費も、第二種公営住宅の場合の用地収用より、今度の改良住宅による場合は土地を収用するのがずいぶん楽になるように思いますけれども、そういう点とか、家賃とかそういう点を第二種公営住宅と対比しながら御説明願つたら、非常にわかりやすいんじゃないかと思ひますから、お願いします。

○政府委員(稗田治君) 第二種公営住宅と今度の改良住宅のまづ補助率の問題でございますが、建物の建設補助に

つきましては同様に三分の二の国庫補助でございます。従いまして改良住宅の建設に要する費用といたしましては、第二種公営住宅と何ら違わないわけでございます。構造におきましては、改良住宅におきましては簡易耐火構造と、耐火構造のものに原則として限定しているわけでございます。御承知のように普通の公営住宅の第二種でございますと、木造等も入ってくるわけでございますが、これは地区改良の立地上の問題等もございまして、燃えない不燃構造に限定してあるわけでございます。なお、公営住宅で現在までやって参りました場合も、三十四年度に初めて住宅の建設費の補助と別に、もとの建物を買収し、除却するという清掃費につきまして、二分の一の国庫補助がついておったわけでございますが、これは、今回三十五年度からは、改良住宅の建設に伴いまして、必要とする清掃費ということに変わるわけでございます。

なお、家賃等につきましては、公営住宅の家賃は、御承知のように、補助金を建設費から差し引きまして、残りの事業主体の負担した建設費につきまして、これをそれぞれの構造の耐用年数、鉄筋のアパートでございますと七十年、簡易耐火構造の二階建てでございますと四十五年で、六分以下の金利で元利金等を償却するという償却費に、必要な管理費、修繕費等を加えましたものが、家賃を形成するわけでございますが、この家賃の算定の限度にいたしましたも、改良住宅につきましては、第二種公営住宅を準用いたしますので、最高の限度額は同じになるわけでございます。しかしながら、家賃に

つきましては、第二種の公営住宅につきましても、それぞれの入居者の収入に応じて減額制度ができています。ごさいいますが、この減額制度を改良住宅の場合には全面的に活用するということになるわけでございます。なお、そういった建設費の補助が、同様に三分の二、家賃の最高限度の計算の仕方、第二種公営住宅とたまたま同様であるということから、公営住宅の中で

も従来通りであるのではないかと、御意見もあらうかと思えますけれども、公営住宅法の第一条に書いてございます目的から申しまして、低額所得者のために賃貸住宅を、地方公共団体と国と協力して供給していくのだとい

困窮者のうち、低額所得者につきましては、入居の際に一応原則は公募によつて入居させるというのが建前になっているわけでございます。もちろん公営住宅法の中の特例は、先ほど申し上げましたようにございますけれども、

原則は一応その住宅困窮者に同様に公平に扱って入居者を定めるということになるわけでございますが、その改良住宅建設は、その改良地区に住んでおった居住者を入れるということで、初めから目的が特定の人を入れるという目的になっておるわけでございます。従いましてそういう供給目的がはっきり限定されておるという意味で、予算は別項目にいたしましたわけでございます。従いまして法律上も、改良住宅という新しい限定された目的の住宅を法律に規定したわけでございます。なお第二種公営住宅でございます。もし入居の際に扶養家族一人当たりの千円ずつ控除して、残った毎月の所

得というものが、一万六千円以下の人だけを第二種公営住宅に入れることになるわけですが、改良住宅の場合には、そこに改良地区に指定されたときに住んでおった方は、一応住宅に困窮しておれば、一万六千円以上の方でも当然入れるわけでございます。そういった点が第二種公営住宅を使用する場合と違っておるわけでございます。

○委員長(岩沢忠恭君) 委員の異動についで御報告いたします。三月十七日付田中一君が辞任せられ、山口重彦君が適任されました。
以上であります。

○小平芳平君　大へんよくわかりましたのですが、もう二、三のことを簡単なことですけれどもお尋ねしたいのですが、今の御説明で清掃費というのは三十五年度からは改良住宅だけにづくようになるわけですか。

○政府委員(樺田治君) 住宅地区改良事業と申しますか、不良住宅地区改良事業にだけ清掃費は使われるわけですか。

○小平芳平君 その用地費はイ、ロ、ハ、ニというような区別があるのですが、そのことと、今度のこの住宅地区改良の場合の用地費ですけれども、公営住宅の場合はそれが市町村になるわけですね、この住宅地区改良法によって建てられる場合も用地は市町村に移るわけですか。その点どうですか。

【政府委員（稲田浩春）】 用地を買収いたしますと市町村に用地が移るわけでございます。ただしこの地区改良につきましてはいろいろもの権利者と話

し合いをいたします。従いましてたと
えば用地は売らないけれども毎月の賃
料で貸してくれる、というように話が
まとまりますれば、土地を借りて借地
として改良住宅の建設が行なわれると
いうことに相なるかと思ひます。

○小平芳平君　そういう場合は公営住
宅の場合と同じですが、結果としては
借りる場合と買う場合とあるというこ
とですね。

（政府委員（樺田治君））公営住宅の場合と同様でございます。ただし公営住宅の用地費の補助対象と、建設費の中に含まれておる用地費の補助対象でございますが、これの中には用地を得た場合に上物を除却するような費用と

が、肥料とかいうようなものは、全部用費の補助対象になるわけでございます。しかしこの改良事業の場合におきましては、片方に清掃費の補助というのがございますので、用費の補助を要求する算定の中に、清掃費等は含められないという違いがございます。

す。

○小平芳平君 家賃ですけれども、この住宅地区改良法でやる場合の家賃は、家賃といいますが、あらかじめそ

こへ住んでいる人たちの住居費ですね、月々の住居費というのはほとんどだみたいの者も相当多いのじゃないかと思いますが、かといってそういうところばかりとも限らないでしょうし、実際に実施する場合にはこの場合はこのぐらゐの家賃になるとか、この場合はうんと安く、この場合は

多少高くてもこの程度の住宅をと、そういうような区別がつくでしょうか、つかないでしょうか。

○政府委員(稗田治君) 補助率等が第

二種公営住宅の三分の二補助と同様でございまして、従来の公営住宅のワック内でやっておりますた地区改良事業の実例から申し上げますと、たとえば鉄筋のアパート形式の改良住宅を建設いたしますと、大体予算の単価からはじきますと家賃は千六百円程度になるわけでございます。ところが今日まで四千五百戸実施して参りました中のおも立った実例と、申しますと神戸市のおも

番町であるとか、京都市における崇仁地区等におきましては、みな公共団体の方で減額をいたしまして九百円あるいは八百円という程度で入居をさせておるわけでございます。従いましてそれぞれの入居者の負担力に応じまし

て、事業主体が適當な額まで減額するように指導して参りたいと考えております。

○田上松衛君　席を空けておりました関係から、あるいは御質問があつたのか、御答弁もあつたのかと考えますけれども、もしそうだったからお許し願ひ

不良住宅地区改良事業によつて建設された住宅は、常識で考えると、直ちにそれはもう公営住宅にこれが移され

ていいのじゃないかと、こう思うわけですが、特にこれを分けてしなればならぬという必要はどこにあるのかということです。具体的に申し上げますならば、特にその中の管理、維持、処分、こういうものに對して従来の公営住宅を分けて扱うという必要は一体どこにあるんでしょうか。

○政府委員(稗田治君) 公営住宅の第二種とはほぼ同様でございますので、一緒にしてもいいのじゃないか。特に區別した理由でございますが、まず第一

に目的が公営住宅の場合と違いまして、この場合は、もとの地区内に居住しておられた者のうち、改良住宅に入居を希望する者を収容するというので、非常に入居する範囲が限定されておりました。特定入居を原則にいたしておるわけでございます。目的が非常に限定されているということが一つでございます。それからもう一つは第二種公営住宅の入居の資格でございますが、入居場合に扶養家族の控除を差し引きまして、一万六千円以下の者でなければ入居できないわけでございますが、この場合はその改良地区内に居住しておられた人につきましては、たとえば三万二千円の収入がございましたら、他に適當な住宅にかり得るというものが無い場合には、改良住宅に入居できるというところが違っているわけでございまして。

○田上松衛君 今お話を目的の限定であるとか、あるいは資格の問題であるとかいろいろそのわかるのですよ。ですけれども、これによって作られてる住宅はもうその段階に入つたならば、これを管理する場所あるいは維持のために必要な機構というものを、別個にやっておかなければならぬというところは、まあ悪く考えれば建設省からいろいろ流れていきます人々の仕事の場を作るだけのことであつて、国民の側からいうと、いつまでもそれを分けて扱わなければならないということがまだびんと来ないのです。もっとそれを明確にしたいだけじゃないか。

○政府委員(神田治君) 地方公共団体が改良住宅を維持管理していくわけでありますが、その場合に公営住宅につきまして、特別会計などを設けている

地方公共団体におきましては、経理関係につきまして別立てとなるわけでございまして、大部分の地方公共団体にございまして、現在公営住宅も一般会計の予算で扱われておるわけでございまして。従いまして、この改良住宅の維持管理につきましても、公営住宅の維持管理しておると同様の機構で維持管理をやっている、というように考えをおるわけでございます。

なお、根本的にもう一つ違うことを申し上げますと、公営住宅におきましては、事業主体の負担分につきまして、六分以下の金利で償却していくというのが一応建前になっておるわけで、例外的に、非常な低額所得者につきましても、減額措置は活用されておるわけでございまして、改良住宅につきましても、これは百パーセントの居住者にも活用していかねばならないであらうということが、実情から予想されるわけでございまして。そういうような減額制度を活用する、というのがほとんど原則的になっておるわけでございまして。

○田上松衛君 昨年の公営住宅法の改正で、収入が著しく低額な者に対する家賃減免等の措置がとられたわけですね。そこで、具体的には、そういうことに処する基準、そういうものをどういう工合にやられたか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(神田治君) 公営住宅の家賃の減免につきましては、三十四年の十二月八日付で、住宅局長名で都道府県知事あてに通牒を出してあるわけでございまして、大体生活保護法に基づ

く住居費の補助額というような水準と同様の形でこれを実施するように指導しておるわけでございまして。

○田上松衛君 指導された結果及びその実績、それはおわかりになりますか。

○政府委員(神田治君) 現在の段階で申し上げますと、地方公共団体はそれぞれ公営住宅の管理条例をたて、立案し、これをそれぞれの議会に付議するといったような段階でございまして、結局、まあ全面的にそういった実績が判明して参りますのは、三十五年度の四月以降ではないかというように存じております。

○田上松衛君 さしあたり本年度実施しようとするところの地区を指示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(神田治君) 本年度住宅地区改良事業を実施いたします実際の配分でございますが、ただいま地方公共団体の要望をとりまして打ち合わせ中でございますので、まだ確定いたしておりません。

○田上松衛君 いろいろ考えてみますと、結局、住宅難の問題は、低額所得の階層にしろ寄せをされておるといふことは、これはいふまでもないことなんでしょう。そこで、今までのような工合、あの点もこの点もという工合に言つてみたところで、とてもこれらの低額所得者の階層の住宅難というやうなものは解消される見込みはない。悲観的なわけなんです。そこで、將來は今としまして、近い將來において、住宅対策を新たな観点から検討して、新規な長期計画を立てる必要が要しないか。こう考えるわけですが、それに対してはどうい

う工合にお考えになりますか。

○政府委員(神田治君) 従来、三十二年を起点といたしまして五十年の間におおむね住宅事情を安定させよう、という方針で計画を進めてきたわけでございまして、一昨三十三年の十月に総理府の方で住宅事情調査を行なつたわけでございまして。その資料に基づきますと、三十三年の十月一日現在における住宅不足戸数と申しますのは、二百十六万戸というように推定されるわけでございまして。それ以前に私たちが考えておりました同じ時期の住宅不足戸数と申しますのは、百九十四万戸であるというように考えておつたわけでございまして。約二十二万戸程度のズレを生じておるわけでございまして。なお、そのほかに、住宅難世帯の収入が、その前の三十年の八月に行ないました住宅事情調査に比べまして、一般の勤労世帯の平均収入よりもさらに下回つてきたわけでございまして。従いまして、住宅難が低額所得者の方に非常に解消がはやくおつておるといふことがわかつたわけでございまして。ただ、調査しました時期は三十三年の十月一日でございましてけれども、総理府の方でいろいろ統計を修正いたしましたに時間がかりまして、そういうことがわかりましたのが、昨年の九月ごろに判明して参つたわけでございまして。なお、そのほかに、非常に都市集中が激しくなつておる。また、世帯分離が非常にわれわれが予想しておつたよりも、つまり、人口の増加率をはるかにこえて世帯分離の現象が著しく出ているわけでございまして。そういうようなことがございまして、経済の長期計画の策定等を待ちまして、それ

らと関連づけまして、新たな住宅の長期計画を策定したいというふうな考えをおるわけでございまして。

○田上松衛君 了解しました。

○村上義一君 ちょっと簡単なことでありますが、現在のいわゆる不良住宅地として指定する場所でも、零細な小売業者、小売店を出して、生計費の一部を補給しておるというようなことも想像されるのですが、そういうところでも、今の不良住宅が密集して、環境が非常に劣悪だというところ、これは、やはり指定されるのだからと思うのです。

で、その趣旨が第二條の四項の不良住宅の定義で、主として居住の用に供される「云々」と書いてある、この「主として」というのは、今言つたような零細な商売をやつておる、店舗を持っているといったようなもの、これは含むのでしょうか。そういう意味なんではないか。

○政府委員(神田治君) 店舗等は含むわけでございまして。

○村上義一君 そうすると、そういう場合には、このあとに作られる健全な住宅の一階をまた店舗に充當して、二階以上の上層部を住宅にするとかいふような構造を予定しておられるのですか。

○政府委員(神田治君) 店舗等がございします場合には、住宅金融公庫の中高層の耐火建築物に対する融資制度等を活用いたしまして、御指摘のようなげたばきの改良住宅というものを建設いたしまして、実際に、その地区々々の実情に合致させるようにしたいと思ひます。

○村上義一君 そのような場合に、もしその店舗を持っておる人が、他にかわる、この機会に転居するといふような場合に、やはり店舗に対する営業権とかいった、とにかく一種の補償ですね、こういうものを要求するかと思うのですが、これらは、やはりこの事業経営者の話し合いに一任すると、こういう基礎に、この法案は立っているのですか。

○政府委員(神田治君) 不良住宅の除却に伴いまして、営業の補償であるとか、あるいは移転料の補償といった補償は、一応全部するのが建前になるのでございます。

ただ、この法律におきまして、そういった全体の地区の改良のため、一、二の反対者がある場合に、強制収用等はできるようにしておるわけでありまして、その場合におきまして、土地収用法を適用されますので、通常生ずべき損害につきましては、補償するといふのが建前になっておるわけでございます。

○村上義一君 なお、前刻の他の方の御質疑に対するお話のうちに、現在、不良住宅地区に住まっておる人、その世帯を限度として入れる、限定があるといふふう伺ったのですが、つまり中高層の住宅を作るといふ場合には、余裕が生ずる場合もあるだろうと思うのですが、それらの措置についても、これは経営者に全然委任するといふ建前をとっておられるのですか。

○政府委員(神田治君) 御指摘のように、改良地区を相当広範囲に指定いたしました場合には、改良住宅が高層—土地の高度利用を促進するような形で建てられますので、余裕地が生

じてくることは考えられるわけでございます。

そこで、この法律におきましても、事業計画の場合に、最初に土地利用の基本計画を立てることになっておるわけでございます。元、そこに住んでおった居住者を収容するだけの改良住宅を建設いたしまして、余裕地が生ぜられるといふことが初めからわかっておりますれば、その余裕地を、全体の住宅地区として、どういふように利用するのが適当であるかといふことを総合的に計画いたしましたして、そこに公営住宅なり、あるいは公団住宅、または一団地の住宅経営としての都市計画事業等を行えるように、土地利用の基本計画におきまして定めるわけでございます。

ただ、この事業といたしましては、他の事業主体が施行する事業になりますので、一応そういう土地収用法の計画を定めて、余裕地が生じた場合には、基本計画に定められておる事業主体に、その土地を引き渡すといふところで、この地区改良事業としては一応終了を打つということになっておるわけでございます。

○委員(岩沢忠義君) 神田さんにお尋ねしますが、先ほど田上委員から、改良地区というものは、まだ各県から要望して審査中だと、こういうことなんです、改良地区そのものの前提として、不良住宅の判定基準は、政令で定めるという総則がありますが、大体基準は、どんなものですか。

○政府委員(神田治君) 不良住宅として判定いたしますのは、建物の構造の老朽程度並びに今度はその建物の構造の、住宅として適当であるかどうかといふ

良否の問題、それから設備等の便所、炊事場等の位置がどうなっておるか、その使用状態がどうかであるかといふような具体的な事項につきまして、基準を政令で定めるわけでございます。その政令に従いまして、現地におきまして地方公共団体の方で判定をして、不良住宅であるかどうか定めるといふことになるわけでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、今申し上げたようなことにつきまして採点いたしましたして、総合点で、幾ら以下のものは不良住宅というようにすることに相なるかと思うわけでございます。

なお改良地区の指定の基準でございますが、これは不良住宅の密集しているところを指定したところかといふように考えておるわけでございます。

○委員(岩沢忠義君) お諮りしますが、これは一々総則第三章で一応質問をして、それから第二章に入りたいと思いますが、そういう順序を踏んでよろしいですか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員(岩沢忠義君) それならば、第一章の総則を議題にいたしまして、御質問を願います。

○小平芳平君 今の、この改良地区の指定ですが、五、五十戸ぐらゐの土地を指定するようになりますと、相当な範囲になりますけれども、それを、こういふふうにして指定すると、そこで、先ほどの村上委員からの御質問に対するお答えで、たとえばばききでいうな、そういうものを建てるようにした場合、五十戸の人以上に、相当数の人が入れるものができるのじゃない

かと思ひます。そういうことは実際、だれがきめるわけですか。施工者と土地の人の話し合いできめるわけですか。

○政府委員(神田治君) 今日まで実施してきた実例から申しますと、五十戸程度の改良地区を指定いたしました場合には、この改良地区内に住んでおった人を収容する建物、それを建てる程度が、大体一ぱいでございます。

と申しますのは、大体、不良住宅地区につきましては、それぞれ宅地といふものが、非常に狭小宅地になっておりまして、建築基準法によりましても建てかえると、さらに合法的に建てかえたと、ほとんど建物が建たないといふような狭小宅地が集合しておるところでございます。そこで改良住宅におきましては、一応大抵居住面積十坪程度の住宅を建てるわけでございますが、これを平面的に並べましては、どうしても合法的な建て方ができない地区が多いわけでございます。やむを得ず高層住宅にするわけでございます。

なお太陽光線でございますが、日照とか通風とかいふような面からも、健康な住宅にしなければならぬわけでございます、ということ、多少の子供の遊び場とか緑地といふようなものも、団地内には当然必要になってくるわけでございます。

従いまして、あまり実際の場合には、他の住宅を建設する余裕はないわけでございますが、大が大きな改良住宅地区になりますといふと、五、六百戸固まっておりますような地区もございまして、そういうようなところは、宅地の高度利用によりまして、余裕金も出

て参るかと思ひます。○委員(岩沢忠義君) 御質問ありませんか、第一章につきましては……

○田上松衛君 第二条の7です、地区施設の中に、「児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業場その他改良地区内に建設される住宅の居住者の共同福祉又は利便のため必要な施設、こういう非常に「その他」が不明確なんです、もっとここで、具体的に取入れなければならぬ問題はありませんか。

○政府委員(神田治君) ここに政令で定めるものを、一応代表的なものを例示したわけでございます。

なおこのほか、当然事業の進捗とともに、必要な地区施設と考えられるものは、政令によって追加をいたしていくわけでございます。

○永岡光治君 今のは、これは、大体どこでも共通的に考えられる施設を例示的にあげられたらどうかと思うのですが、この前と似たようなか、何か通信委員会だっと思ふのですが、郵便のおくれ、人手が足りないというものが、最近団地ができて、一戸々々配達するの大へん手間がかかる、ついでに一階の入口のところに、その階の上まで行かずに済むように郵便受け箱ですかね、そういう何を作ってもいい、できれば法律で、そういうことをしてもいいという話があったように聞いています。

そういうものは、これに限らず、今後団地を作る場合には、まあ個人で作る場合、非常に法律が何かなければ困難な場合がありましようけれども、公共団体、あるいは国が作る場合は、そういうものは、一つ計画の中に入れて、ぜひ作つたらどうかと思うのですが、

そういう点は、どういうようにお考え
でございますか。

○政府委員(神田治君) ただいまの共
同の郵便受けの問題でございますが、
これは、住宅公団等の団地建設が盛ん
になって参りましたので、そういった
ところへの郵便の配達につきまして、
郵政省の方からも、実は建設省の方
に申し入れもあつたわけでございます。
しかしながら、個人に配達される信
書を、共同の郵便受けで受けた場合
に、確実に本人の手元に引き渡せるか
どうか。団地内は、御承知のように、
子供等たくさんおられますので、そ
ういった郵便受けに配達されてから、あ
と本人の手元に渡るまでに事故が起
きた場合の責任が、だれに所属するか
といううなことがございまして、目
下建設省におきましても、なおそう
いう点につきまして、十分検討いたさ
なければならぬという立場をとつてお
るわけでございます。

○永岡光治君 一つの箱に、それを五
世帯なり六世帯分入れるのじゃなく
て、ちょうど郵便局に行くと、会社別
に箱がありますね、郵便私書箱とい
つてありますが、それは、かぎを持
っております。そういう意味で、各その
階段に五世帯住んでいれば五つ箱を
作るわけですね。それはかぎを持して
あるわけですね。あけるために、入口は
ストミたいに小さい入口ですが、そ
ういうものを作る。これは技術上、そ
ういふ問題があるかもしれないが、今
の郵便法ではあつて所配達で、そう
いうことになっておりますから、非常
に困難性があると思いますが、あつて
所をどこまで解釈するか問題があり
ますけれども、私書箱などは、箱に入
れてあ

ば、それで責任果されるわけですか
ら、書留とか速達とか、特殊通信は一
つ持っていかなければならぬ、これは
もちろんです。普通郵便が、第一
三種郵便が非常に多いのですが、そ
ういふものは、簡単にに入れてもいい
んじゃないか。一つの箱に五人分入れ
るのじゃなく、一つずつ作るわけ
です。できれば二十世帯なら二十世帯
に二十箱を作つてもらいたい、そうい
うことを私は言つておるわけですね。
そういうことをぜひ検討していただ
きたいと思つておるわけですね。

○政府委員(神田治君) いろいろ、な
お十分検討したいと思つておるわけ
です。

○田上松衛君 関連ですが、すべて政
令で用意されておる点、少し明確に
できませんか。

○政府委員(神田治君) もちろん、法
律案を立案いたします場合に、政令の
大体的なアウトラインは念頭におきま
して成文にいたしましたわけでござい
ます。

従いまして政令の大体の内容という
ものは、固めてあるわけでありませ
んが、なお法律が成立いたしました後
に、政令でございまして、各省の了
解をとらなければならぬわけでござ
います。明確に御提示できない点を、
一つ御了承願ひたいと思つておる
わけですね。

○田上松衛君 今までの間に、公営住
宅等でたくさん不自由な面があつた
人居者が、いろいろ希望した点がた
くさんあるだろうと思つておるわけ
です。それらの面の十分理解をもつて
取り入れていただきま

す。

○委員長(岩沢忠恭君) 第一章いい
ですか。よければ、第二章の第一節に入
りたいと思つておるわけですね。

第一節、事業計画について、第六
条の六項ですね。「公共施設その他の
施設に関する都市計画が決定されて
いるため改良地区内に」云々、この
六項を、具体的に一つ説明してくれ
ませんか。どうも読みにくいのが
か。

○政府委員(神田治君) 第六項につ
いてでございますが、たとえば工業
専用地区というものが都市計画で決
定されておる地域がございまして、
そういうところと、基準法の制限に
よつて、現在指定される前に住宅
が建てておつたところでも、その
住宅を改築することができないわけ
でございまして、そういうような場
合には、たそこ不良住宅地区が形
成されておるかと、伝染病が發生
するおそれがあるとか、非常に火災
の危険度が高いというような場合に
は、除却することだけは、やはり公
共的立場から必要になつてくるわけ
であります。

そういう場合、取り払つても、合法
的にそこに住宅を建設することがで
きないものでございまして、そうい
うような場合には、土地利用の基本
計画に、その土地を、どう使うとい
うことを定め、買取除却で、一応不
良住宅地区の改良を終わるわけで
ございまして、ただそこに、もと住
んでおつた人につきましては、これ
は地区外に、別なところに改良住宅
を建設いたしまして収容するとい
うことになるわけでございます。

なお、特殊の場合といたしまして
は、改良地区に指定されたところ
が、都市計画として計画道路が全
部その中に入つておるといふよう
な場合もあるわけでございます。

○委員長(岩沢忠恭君) そうすると、
この法案は、今の優先的に不良住宅
の住民に対して与えるというやつを、
こ

ういう都市計画で優先的に商業地
域とか、あるいは工業地域に選定
したような場合においては、住民の
意思にかかわらず、強制的に、よ
その地区に転移を要する、という
建前ですか。

○政府委員(神田治君) 他の法律の
適用によりまして、その不良住宅
地区が解消するといふことが明確
なものは、そちらの法律によつて
いただくわけでございます。

たとえば都市計画道路のまん中
に不良住宅地区があるといふよう
な場合は、都市計画事業として当
然スラムの清掃はできるわけでご
ざいまして、その法律によつてや
つていただくわけでございます。

ただ法律上あらゆる起り得る
ケース、場合を想定しておく必要
がございまして、こ

ういうような場合も、この地区
改良事業によらなければ、事業
は、できるだけの道を開いてお
こうという考えでございます。

大体、現地に改良住宅を建設
して、もとの居住者が、さしたる
不便なく健康な住宅に入るとい
うことを建前にいたしておるもの
でございまして、この六項に書い
ておるようなことは、順位は低
くなるわけでございます。

○永岡光治君 この計画に限らず、
私は全般的な問題として、そして
また、その計画の一環として、こ
れは考へておかなければならぬ
と思つておるわけですね。結局、
不良住宅として指定されたところ
に、また、建物が変わつたけれど
も、ただ環境が少しよくなつた

と、衛生上。まあ、それは火災上
の問題もあるかもしれないけれど
も、また都市計画全般から見ると、
乱雑なもので、ただ家が変つた
だけであるといふようなことにな
つては、ほんとうは、広い意味で
の都市計画を遂行するのには、こ
れがまた大きな永久建物になる
から、じやまになるといううな
こともあり得るのではないかと
思つておるわけですね。そこには
もちろん個人の権利なり、ある
いは、特に商業をやつておる人
は、商業上の問題、権利とか収益
とか、いろいろの問題があると思
つておるわけですが、広い意味
で、一つ都市計画といふことを頭
に置きながら、そしてそのために
は、そこに入つておる人とかよく
相談して、できればその都市なら
都市計画の一つ大きな構想に沿
うように、これは立てておるべき
だと考えておるわけですね。

最近特に宅地の値上がりだとか、
いろいろな問題がありますが、都
市計画を行なうとしても、いろ
んな点で、こうだといふことで、
依然として雑然たる都市が、全
国をみると、非常に寒心にたえ
ないと思つておるわけですね。一
つ大きな目で、そういう構想の
もとに、もちろんそれは、先
ほど繰り返したように、不良住宅
に指定されておるところは、通
勤とか、商業の利益とか、いろ
いろ関係がありましようが、そ
ういふものを最大に入

れ、かつまた、その大きな都市
計画に沿うようにといふことで
やつてゆくべきじやないかと、
私個人の見解として持つてお
りますけれども、そういうものは、
もちろん指導するんではしやう
ね。

○政府委員(神田治君) この住宅
地区改良事業が、全体としての
都市計画に

マッチ、適合していなければならぬのは、御指摘のように、当然でございます。

従いまして改良地区を指定いたしました場合、当該地方公共団体の申し出に基づきまして、建設大臣が指定するわけでございますが、都市計画区域内におきましては、都市計画審議会の議を経まして、それから指定する、つまり、都市計画審議会の議を経て、この計画が、全体としての都市計画にもそごしない、適合しておるといふものが、審議会の議を経て出て参るわけでございます。

○委員長(岩沢忠恭君) 第一節は、いいですか。別に御質問がなければ、第二節に移りたいと思ひます。

○田上松衛君、この第二節の九条の五、六を、もっとわかるように——回りくどい条文になっておるので、さっぱりわからぬのだが、一つ例をあげて説明してくれませんか。

○政府委員(神田治君) 第九条の關係は、改良地区として、まず指定されまして、それから事業計画の承認の時期があるわけでございますが、事業計画が承認になりますと、大体どういふ形でその土地が、地区改良事業が行なわれるかという具体的な内容が定まるわけでございます。そういたしますと、それからあとで土地の形質の変更とか、あるいは建築物または工作物というものを勝手に建築等を行なわれまうと、事業の執行上、非常に障害になるわけでございます。また、御本人にとつても、非常に不経済なことになるわけでございますので、都道府県知事の許可を受けるといふことを定めてあるわけでございます。

その場合に、その五項に書いてございますのは、都道府県の許可を得ないで、そういう土地の形質の変更であるとか、建築物の建築というものを行なつた者につきまして、その物件の移転とか除却を命ずるわけでございます。しかし、その命ずる場合に、一応民主的な手続をいたしまして、聴聞を行なつた後に、つまり、御本人がどういふつもりで、そういう許可を求めずに行なつたのかという、その本人の事情等を十分聞こうというわけでございます。その聴聞に応じて、一応情状を説明する機会を与えるわけでございます。

また、第六項の方は、除却または原状回復等を命じようと思ふのだけれども、すでにそういう建築行為等をした者が、どこにおるのかわからない、所在が不明であるというふうな場合に、都道府県知事が、一応行政執行法の特例の形として、公告をして原状回復ができる、その負担は、違反して建築行為等を行なつた者であるということをつたつてあるわけでございます。

○委員長(岩沢忠恭君) この第六項の、今の、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから、これは代行することですね。

○政府委員(神田治君) はい。

○委員長(岩沢忠恭君) 代行して、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。という、この「命じた者」とか「委任した者」とかいうのは、だれが委任するのですか。

○政府委員(神田治君) これは、都道府県知事が自分の指揮下の職員等に命ずる。委任というのは、地方公共団体の市町村等に委任する場合を言つておるわけでございます。

○委員長(岩沢忠恭君) 委任は、どうなんですか。

○政府委員(神田治君) 当該市町村等に委任する場合でございます。

○田上松衛君 それじゃないんじやないですか。これは業者を言つておるんじゃないですか。

○政府委員(神田治君) これは、行政処分でございますので、行政処分の権限を委任するものでございますから、これは、この委任というのは市町村等をさしておるわけでございます。

○田上松衛君 「その命じた者」の場合には、それでわかるのですが、その次の、「若しくは委任した者」、その委任というのは、業者をさしておることではないのですか。

○政府委員(神田治君) 命ずるといふのは、自分の指揮下の職員に命じてやることでございます。

それから、委任と申しますのは、これは、市町村と都道府県というものは、地方公共団体としては同格でございますので、命令というものは、妥当ではないのじゃないか。そこで委任という言葉を使つたわけでございます。

○委員長(岩沢忠恭君) 前の不良住宅地区改良法で、第四条では、公告があつた場合において、事業施行者は一年以内に改良事業方法を定め主務大臣に認可の申請をなすべし、また、前項の認可があつたときには事業施行者は、三月以内に事業に着手すべし、こうあるのですが、ところが、今度、本法には、全然規定がなくて、こういうばやとしたような、どつちでもつくよう

な法文の書き方をすると、なかなか目的はいけれども、実際の事業は、いろいろトラブルが起こつて、進めにくいのじゃないですか。その点は、確信があるのですか。

○政府委員(神田治君) 不良住宅地区改良におきまして、事業の終期としまして期限をつけてございますが、今回の法案におきましては、そういう期限は、つけてないわけでございます。と申しますのは、今日まで法によらないで四千五百戸やつてきたわけでございます。強制権を法律によつて裏づけされていなくとも、面もございましたけれども、非常に折衝等に時間がかかるわけでございます。また、この法律が施行されましても、やはり一応、話し合いの段階から進めていきたい、初めからいきなり強制権というふうな形ではなしに、無理なく話し合いでやっていたいというふうなことを考へておりますので、事業の進捗は、非常に本来むずかしい仕事であるということがありましたので、一年という期間は、つけなかつたわけでございます。

なお、改良地区の指定等の場合に、予算の配分等を勘案しながら改良地区を指定していくわけでございます。

従いまして、期限を特に法律にうたつていなくとも、年度内完了あるいは次年度への繰り越しという程度で、事業は進んでいくのではないかと考へてございます。

○委員長(岩沢忠恭君) だから、そういう地区は、長い間の沿革があるから、強制施行ということはやめて、話し合いでいこうということは非常に僕はいと思ひますが、それだからといつて、それだけの話し合いというものは、

は、相手が相手ですから、そうこちらの思ふつばに、なりにくいのですから、この地区の選定というものが、とかく熱心な地区に、全部予算の裏づけというものが流れやすい。しかも、建設省で考へておる地区を、先にやらなければならぬ、こういう地区だけ優先的にやらなければならぬという地区はおくれて、まあまあ、少々ぐらいいくてもいいというところがある、かえつて改良を施行するという場合において、その方が優先的に行なわれるということになりがちだと思ふのです、どうなんですか。

○政府委員(神田治君) もちろん、いろいろ摩擦を生じないで進めていけることが望ましいことでございますが、もし地方公共団体の方が安易につくというふうな考へになりますれば、これは行政指導あるいは予算の配分等におきまして、行政指導を伴つて、是正して参りたいと考へております。

○永岡光治君 十四条と十七条の關係は、これはどうなんですか。前の方は一時収容、あとは住宅を作るといふことになっております。

どういう工合で違ふのでしょうか。第十四条は、「施行者は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要がある場合においては、これに必要な施設を設置しなければならぬ。これは、収容するためだから、家を作るわけでしょうね。それから、第十七条は、「施行者は、改良地区の指定の日において、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴ひその居住する住宅を失ふことにより、住宅に困窮すると認められるものの世帯の數に相当する

戸数の住宅を建設しなければならぬ。前の方の十四条は、住宅ではないのですか。十七条だけが、住宅ですか。何かこの点、ちょっとわからないのですが。

○政府委員(神田治君) 十四条の方は、改良住宅が建設されるまで、建物を除却いたしましたから相当の期間があるわけでございます。

そこで、その改良住宅の竣工するまで行き場所がなくなるわけでございます。そこで、一時収容するための施設を設置しなければならぬときめておるわけでございます。これは、設置といたしておりますのは、たとえば地方公共団体が、一時収容所として使用できるような建物を持つておった場合は、建築をしないで、それを使つてもよろしい、こういう意味でございます。

○永岡光治君 新しく作る場合もあるわけでありませう。

○政府委員(神田治君) 新しく作る場合もございませうし、たとえば東京都が現在施行しておりますように、パイプ構造の回転使用の住宅を使つておる場合もございませう。

○永岡光治君 十七条、どう違うのですか、十四条と十七条の違いです。

○政府委員(神田治君) 十七条の、改良住宅の建設と申しますのは、これはその地区を改良して、本格的な改良住宅を建設する場合でございます。

○永岡光治君 十四条で足りるのじゃないですか。特に十七条を設けた、同じ住宅を収容するために、うちを作るわけですが、そういうように、私読んだのですが十七条の場合は、十四条と違うところは、どこにあるのですか。

○政府委員(神田治君) 十七条の方は、事業計画に基づきまして改良住宅を建てるわけでございます。で、その本来、改良事業として事業計画に当然、最終の目的として入つておる改良住宅の建設をうたつておるわけでございます。

十四条の方は、その改良住宅が建設される間、建物を除却されて、行く場所のない方を、一時竣工まで収容しておく収容施設について、うたつておるわけでございます。

○永岡光治君 わかりました。

○小平芳平君 今の十七条、困窮する世帯数を入れるだけの戸数の住宅を建設するわけですね。

で、ところが先ほど、そのような同じような質疑がかわされたところで、けれども、耐火建築あるいは簡易耐火建築物でなければならぬわけですから、一たんそれができまして、また将来都市計画の都合で、それを撤去するとかというふうなことになる、大へんなことになると思つて、です。それから、この困窮する世帯数以上に、たとえば四階建とか五階建のようなものを建てられるという、そういう余地は、全然考えられないわけですか。

○政府委員(神田治君) まず都市計画事業でまた建ててからあと、取り扱うというふうなことのないうちに、改良地区の指定の場合に、都市計画審議会の議を経て、そういうおそれのないところが指定されるわけでございます。それから十七条にございませう改良住宅の建設の規定は、当然、この元の地区に住んでおつた者で、除却によつて、住宅に困窮するという世帯だけは収容する数の改良住宅を建てなければ

ならないと、地方公共団体に義務づけられておる点でございます。なお余裕地がございませうれば、先ほど申しましたように、あるいは他の公営住宅であるとか、公営住宅等の建設が行なわれるわけでございます。

○田上松衛君 第十一条ですが、「施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては、当該不良住宅又はこれに関する所有権以外の権利を収用することができ、」具体的に、どういう場合ですか。

○政府委員(神田治君) 不良住宅地区が、不良住宅が固まって一団の集団を形成して、それが火災であるとか、伝染病であるとか、周囲に非常な悪影響を与えておる。それを公共的な立場から清掃し、健全な住宅地区に形成するように事業を施行するというのが趣旨でございますので、とにかく改良地区に指定されました地区内にある不良住宅というものは除却しなければならぬわけでございます。除却をする場合には、施行者の方に移さなければならぬわけでございます。それを書いてあるわけでございます。

ただ法文上、この「当該不良住宅又はこれに関する所有権以外の権利を収用することができ、」と、こういうふううに書いてございませうが、つまり不良住宅の所有権というものは、「当該不良住宅」という言葉で表わしてあるわけでございます。——不良住宅の所有権といたうのは、この条文で申しますと、「当該不良住宅」というものが、不良住宅の所有権に該当するわけでございます。「これに関する所有権以外の権利」

と申しますのは、そこに居住しておりました人の賃借権とか、いろいろ付随する居住者と所有者との契約関係から権利があるわけでございます。そういう建物に付随してございませう。その権利も収用して、そこで一ぺん元の権利関係を断ち切る、こういう意味でございます。

○田上松衛君 権利関係を断ち切つてしまふということ、そうすると、場合によつては、一切の権利を収用し得るのじゃないですか。そういう場合は、おそれありませんか。

○政府委員(神田治君) これは、本人の承諾の有無にかかわらず、収用できるという権限を与えておるわけでございます。当然この収用する場合に、権利の補償は地方公共団体がしなければならぬわけでございます。

○田上松衛君 区画整理等で、われわれがいがい幾多の経験を持つておるわけですが、その場合に、不良住宅とそれの中に居住してある賃借人との間に、たぐさんの紛争があるわけですよ、実際問題として。しかも、こういうことが、今度はこの改良住宅区域に入るんだということがあらかじめわかるわけですから、その中では、特にそのいろいろの問題が起りやすいわけですよ。

たとえば家賃を払わないとか、払わないのでなくとも、これこれに生活困窮者であるとかいうような事態がたぐさん起つてきますわけですが、そういう問題を皆ひくくする、今度は施行者が背負つていかなければならぬ危険性が出てくるのじゃないですかと伺つておるのです。どうなんです。

もつとあれすれば、第十八条の定めとこれが関連するわけなんです。十八條でいけば、まあ、こういうところは、入居させなければならぬ。ところが、その中の口になつてくるのは、イのただし書きに、こういうところは、これは除外の場合があるわけですね。これらの観念は、一体どうなんでしょう。

○政府委員(神田治君) 十一條の關係におきましては、一応この収用いたしまして、それに備わる正当な権利は、全部補償する、こういう建前でございます。現在行なわれておる区画整理等におきまして、その収用の際の補償等に、いろいろ問題があるというところは、実例としては、そういうふうな、いろいろの紛争を生ずる場合もあるかと存じますけれども、それは補償が妥当であつたかどうかという問題ではないかと思つてございませう。この権利を収用し、所有権を、不良住宅を収用する場合には、当然正当な対価を支払わなければならぬというふうな考へておるわけでございます。

なお十八條に、改良住宅に入居させなければならぬ者を上げておるわけでございますが、これは、われわれとしての考へ方は、補償という意味で入れるわけではないわけでございます。不良住宅が、除却されて、そこで住居を失つたという一つの住宅困窮者でございます。そのものを救済しなければ、この不良住宅の清掃というものができないという、実際の要請に基づきまして、そこに住んでおつた居住者につきましては、改良住宅に入居せよう、こういうわけでございます。なお、この改良住宅に入居させる者の数というものを、事業計画に定めな

ければ、事業がいつまでも確定しないわけでございます。そこで、改良地区に指定した日に、そこに住んでおいた人たちが収容するというのが建前にしておるわけでございますけれども、ただ場合にございましては、あとから、そこにお嫁入りをしたとか、またその地区内で、結婚し合つて、新しい世帯がふえたというような場合も想定されますので、こういった十八条のイ、ロ、ハといったような救済する道を開いておるわけでございます。

○田上松衛君 十一條の中で考えられているこの所有者は別として、賃借人の場合、こういう場合は、単なる補償、金銭的な補償で解決は不可能なんです。実際は、いくらもらつたって、そういう人々が、今度はほかのところに収容されていくということは、とうてい困難なんです。

ところが、そういう場合について、十八條で、ここで十分救済するのだということになっているのでしようけれども、実際問題としては、所有者と借地人との間におけるものもの紛争というやつが、そこに介在する場合があります。たくさんあるわけですよ。その場合の問題まで、どこまで施行者が背負うべきものかということなんです。そこをお聞きしているわけです。

○政府委員(神田治君) 収用いたしません場合に補償金を、たとえ所有者に支払い、所有者から借家人に支払うというふうな場合もあるかと思ひますけれども、今御指摘のような点につきましましては、補償金の支払いにつきまして、たとえば区分して支払うというふうなことで防げるのではないか、かように考えております。

○永岡光治君 今の十八條の一項のイですが、「改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者」は入れるわけですね。――「ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く」ということになると、これは一代限りで、こういう意味ですか。それとも、住宅に入る瞬間において――瞬間というのか、その三月末に、たとえばその現在で指定の日、三月末を指定の日とした場合には、それ以後、自分の子供が別世帯を持つたというのはいかぬということになるかと、あとで何年かたつて、おふくろも、おやじも死んで、自分も引き続いてその家に入りたい。しかし、その改良住宅でなかりせば前の不良住宅に入れたのに、これで指定されて除かれたために自分は出なければならぬ、そういうようなことにはならないのですか、これは。

○政府委員(神田治君) 十八條の一号のイに掲げてございます「改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者」、これはもちろん四月の末日に指定されれば、その期限におきまして名簿を調製するわけでございます。ただし、この改良地区の指定がございましてから事業計画の決定まで若干の期間がございまして、従いまして、ここに転入の規制をするというふうなことも不穏當でございますので、転入の規制等は行なつていないわけでございますが、改良住宅の建設戸数が一応そこで設定されるわけでございます。従いまして、あるいはあとから姻戚関係で、結婚等によつて入つてきて、別世帯を構成したものであるとか、そういう者につきましては、ロの

ところで「施行者が承認した者に限る」というので救済をしているわけでございます。ここで「政令で定めるところにより、施行者が承認した者」ということになっているわけですが、非常に世帯等につきましては、当然施行者が承認をし、また改良住宅建設の戸数を増加するということになるわけでございますが、何と申しますか、非常に作爲的に、その地区内におれば安い家賃で入れるというふうなことから、わざとわざとそれから優先入居をねらつて乗り込んで来たというふうな悪質なものも転入者があれば、それは承認しないという意味でございます。

○永岡光治君 ちょっと私の質問が悪かつたのですが、改良住宅をこしらえるための戸数をきめるために、ひとまず世帯の数を限定したつて、一応入つたあとは、その子供がかりに世帯を持つたという場合には、それは出ていかなければならぬのか、それともそのままおられるのかということですか。

○政府委員(神田治君) この改良住宅を建てまして、最初の人居者が入るわけでございます。入つたあとは、公営住宅の第二種公営住宅と同じような規定が適用されるわけでございます。従いまして、入つたときのお父さんが、お母さんがなくなつた、若い世帯になつても、それは引き続きおられるわけでございますけれども、もし、あまりに多額の収入がふえてきたという方が、もし幸いにしてそこまで生活が向上したという方が出て参りますれば、これにつきましては、公営住宅と同様に、ある時期がきつくと、割り増し賃金をいただくということになるわけでございます。

○永岡光治君 割り増し賃金は別です。借料はどうなつておつてもかまわないのです。それは別です。私の言うのは、入つた後における入居権というのか、それは一代限りか、それとも孫子の代まで続くのかということ、孫子の代まで続くかどうかと私は常識的に考えるのだが、これを見ると、別世帯を構成するとかだめといわれると、文字通り解釈すると、子供は入れないのじゃないかと思ふのです。それがそれでなくて、入るときに部屋の数にきめるために、さしむき建築の数を幾部屋作るか、何世帯分作るかというときの基準にするためにこれを設けたのであつて、一度入つた以後においては、それは一代限りでないのだ、子供ができて、やはり同じように世帯を持てば、やはりお父さんに次いでその部屋に住まわれる、こういうふうに解釈すべきではないか、その点私の解釈が間違つておるかどうかということをお伺いしておる。

○政府委員(神田治君) 十八條は入居というその行為について規定してあるわけでございます。従いまして、居住条件とは別でございますので、御指摘のような親子の代が変わるという場合には、そのまま引き続き入居ができるわけ、入居しておることは差しつかえないわけでございます。

○田上松衛君 今の関連ですが、十七條の二項の場合ですね、「前項の規定により建設しなければならぬ住宅の戸数が、次条の規定により改良住宅に入居させるべき者の世帯の数に比較して過不足を生ずることが明らかとなつた場合においては、これを増減するこ

とができる。これはただその当面のそのときだけのことか。広義に解釈して、今のお話のような場合ですね、すでにここに権利づけられたものが、場合によつて兄弟が別れるとか、子供ができるとかというふうなことに、広義にこれは解釈していけないのかということですか。

○政府委員(神田治君) 十七條の二項に「過不足を生ずることが明らかとなつた場合においては、これを増減することができ」と書いてございまして、これは、改良地区に指定してから事業計画までの間に若干の期間がございまして、そこで、たとえばもとの入居者がよそへ転出して、戸数が減つてしまう。それからふえる方ではないかと、その地区内に住んでおつた第二世と申しますか、そういう者同士の結婚で新しく世帯がふえるというふうなことも考えられるわけでございます。そういうことで、全然最初の計画通り戸数が動かないというのは、多少この実情に合わせるのに無理があるというので、増減ができるというふうなことでございまして、従いまして、十八條の第一項のロ、ハといったようなことも勘案して「増減すること」がございまして、こういうことになつておるわけでございます。

○委員(岩沢忠義君) それでは第三節に移ります。

○田上松衛君 第三節は測量及び調査のための土地の立ち入りを規定してあるのですが、そこで先般の松原、下笠ダム等に見られるような事態、ああいうようなことが万一生じた場合はそこはどこで一体その締めくくりをしよう

ということになりますか。これではちょっとまだ不十分なところがあると思うのですが。

○政府委員(神田治君) 第二十条以下の測量、調査についての立ち入り、あるいは土地の試験等に対する権限の付与でございますが、これはもちろん、そういった今御指摘のような事態の起きないように、十分地方公共団体を指導して参りたい、乱用に陥らないように指導して参るつもりでございます。

○田上松衛君 そうした抽象的なことでは不安が去らないですよ。これは二十条、二十一条含めてなんです。どうもこの程度では、さっき申し上げましたような事態に対処するきめ手がないのじゃないかと考えられるわけです。この条項で、この項目で定められるのだというわけはありますか。

○政府委員(神田治君) 二十七ページでございますが、第三十三条に建設大臣の監督、また三十四条に同様に勧告等の規定がございます。こういった条文に基づきまして、施行者の方で不当な乱用に陥らないように監督し指導して参りたいと、かように考えておるわけでございます。

○田上松衛君 私さっき申し上げた状態は、この程度のことならば、あのさっき申し上げたような場合もあるはずだと思ふのですよ。しかもああいふ事態が起ってしまったと、そこでいわれる三十三條の監督、あるいはその次の報告、勧告等、こういう場合でもなおどうもはつきりしたきめ手が見つからないわけなんです。もっと確信の持てるあれはここだと指摘して下されば幸いです。

○政府委員(神田治君) 三十五年度に

おきまして、先ほど御質疑のございましたように、たつた二千戸ではないかと、これで一体何年たつたら解消できるのかというふうなお尋ねもございまして、実は三十五年度におきましては、われわれとしては、もう少し戸数をよけい予算の中に織り込みたかつたわけでございます。実は現在地方公共団体の間で、地元と折衝いたしまして、自分のところを早く改良地区に指定してほしいというところだけでも相当の戸数になっておるわけでございます。従いまして、まあ法文に表わすとするならば、こういった権限の付与もいたさなければならぬわけでございます。またさなげればならぬわけでございます。執行にあたりまして、御指摘のような紛争が起るといふことは、実際問題としてはあまり考えられないわけでございます。

○田上松衛君 くだいようですが、適切な引例にはならないだろうけれども、特に松原、下笠ダムのことを言つたのは、国民感情からいってあんなばかげたことが起り得るはずがないのです。にもかかわらず、これが起こっておるじゃないかということなんです。お伺いします底意は、こうしたたくさん

の六十五万戸からもある大へんな住宅不足等のことをあわせ考えつつ、しかも今度の法案が持つ意義からして、何とかこれを強く活用しなければならぬと、その気持でお伺いしておるわけな

らぬです。ところが、それであるにもかかわらず、それがこの場で、それだけの人々がほんとうにいいことだとしてく

者と住居人との間における、ほとんど常識では考えられないような厄介な問題等を含んでおります場合に、しかもそこを測量したりあるいは障害物を伐除したりすることの困難な事情を考えたみましても、やはりこれをやつていかなければならぬ。そこで何とか一つ大きなきめ手をやつてほしいと思ふか

らお伺いしては、どうもそういう事態が起るとは常識上考えられない、こういう非常に甘いお考えのようですね。でも、そこにとんでもない失態がでる。失態とまではいかなくても、何か実際の活用が非常に狭められる危険性があるんじゃないか。だから、もっと何かここへきめ手をお考えになるようなことはないだろうか、そういう気持ちでお伺いしては、どうも思ふんです。

○政府委員(神田治君) その点につきましては、地方公共団体を十分指導し、監督して参るといふことでやりま

すというふうな考えでおるわけであり

○委員長(岩沢忠泰君) 別になければ、第四節、費用の負担及び補助に入ります。

○永岡光治君 第二十七条の「不良住宅の除却(除却のための取得を含む。)」というの

おるわけでございます。

○永岡光治君 除却のための取得というものは、どういう意味ですか。不良住宅を買収する、こういう意味ですか。

○政府委員(神田治君) そうでございます。

○永岡光治君 それでこの精神を伺いたいと思ふのですが、除却なり、そういう意味の取得、それから第二項にいう三分の二の補助というのがありますが、要するに建設のために要しました一切の費用を、区別に従つて二分の一なり三分の二に分けて国が補助する、こういう意味ですね。何か国の補助対象にならない費用というのがあるのかないのか、この建設について。

○政府委員(神田治君) この建物、不良住宅を除却いたしますのに買収費用等、除却する費用、これについては二分の一の補助になるわけでございますけれども、そこに「予算の範囲内において」という字句がございますが、これにつきましては、そういった清掃費と申しますか、買収除却費といったような標準の単価を定めてござい

ます。また、二項にございします改良住宅の建設に要する費用も、土地の造成費も含めてはございしますが、これも標準建設費というものが地区ごとに定めてあるわけでございます。それで、標準建設費をこえて、事業主体が持ち出しをして実施したという場合は、補助は標準建設費の限度までということになっておるわけでございます。

も含めて、予算というものは一応ありましようけれども、その範囲内とにかく対象には一応なるのだ、そういうふうな解していいのかわかるかですね。

あるいは、そういうものは、いや対象にしないとは言わぬだろうと思ふが、要するに一応全部対象にすると。その補助の範囲内は予算の範囲内、それからそれは三分の二及び二分の一の区別は分かれるんだと、こういうふうに解していいかと思つたのですが、お答えによりますと、いや、その取用法にか

けた場合の費用とか、取得の費用、除却の費用とあるが、実際にかけた額ではなくて、一応の基準額があつて、その基準について幾らというふう

に考えておると、こういう答弁ですが、そうすると、実情とだいぶ違ふので、地方団体は非常に困るのではないかと私は心配してあなたにお尋ねするわけですが、地方団体のことを考えま

す、もう少しめんどうを見ていいということになるか。

○政府委員(神田治君) この事業とい

地区改良法よりも一歩前進したと、建物については、三分の二の補助というふうに進進したというふうな考えで、このわけでございます。なお、現在までこういった法律によらないで、三分の二の第二種公営住宅の補助金を用いまして四千五百戸も実施してきておるわけでございますので、三十五年度の二千戸の事業遂行につきましても、一応完成できるというように考えておるわけでございますが、先ほどお尋ねのございましたように、全国に二十万戸以上も数えられるという不良住宅地区を解消すると、そこまで計画的に今後事業量が增大していくという場合には、地方公共団体の財政負担というものが十分考慮しなければならぬと思ひますので、今後事業実施に伴ひまして、その経過にいろいろと検討を加えていきたい、かように考えております。

○小平芳平君 今、二十七年条ですけれども、不良住宅地区清掃というのが、それから第二項目は、改良住宅の建設ということになって、補助率が違ふわけですが、土地のかさ上げとか石がきその他の付属施設、そういうものはどこへ入るのでしょうか。

○政府委員(神田治君) 改良住宅の建設に要する費用につきましても、この建設に要する費用といひますのは、上物としての建築物を建築するといふ費用と、用地を建築用地として使えるような状態にする、なお必要があれば土地を買収するといふ費用も用地費に考えられるわけでございます。従ひまして、その整地等の費用は改良住宅の建設に要する費用に入ってくるわけでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設するための敷地については、さうでございます。

○小平芳平君 ところで、ちょっと今の条文と関係ないんですけれども、三十五年度予算で、不良住宅地区清掃というのが千三百四十戸、不良住宅地区住宅建設というのが二千戸と、こうなっているわけですが、清掃の方が千三百四十戸を見込んであって、そうして新しく建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸ですか見込んで、建設する分は二千戸と、こういうことでございますか。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○小平芳平君 としますと、「一、区画形質の変更、整地その他健全な住宅地区を形成するため必要な整備」、それは三分の二補助ということでございますね。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。

○政府委員(神田治君) 改良住宅を建設する分、清掃を要しないものは六百六十戸と、こういうことでございます。